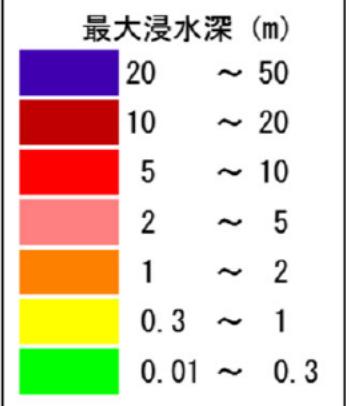
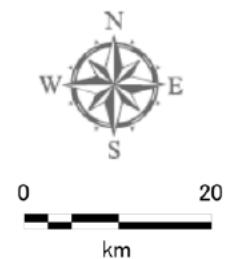
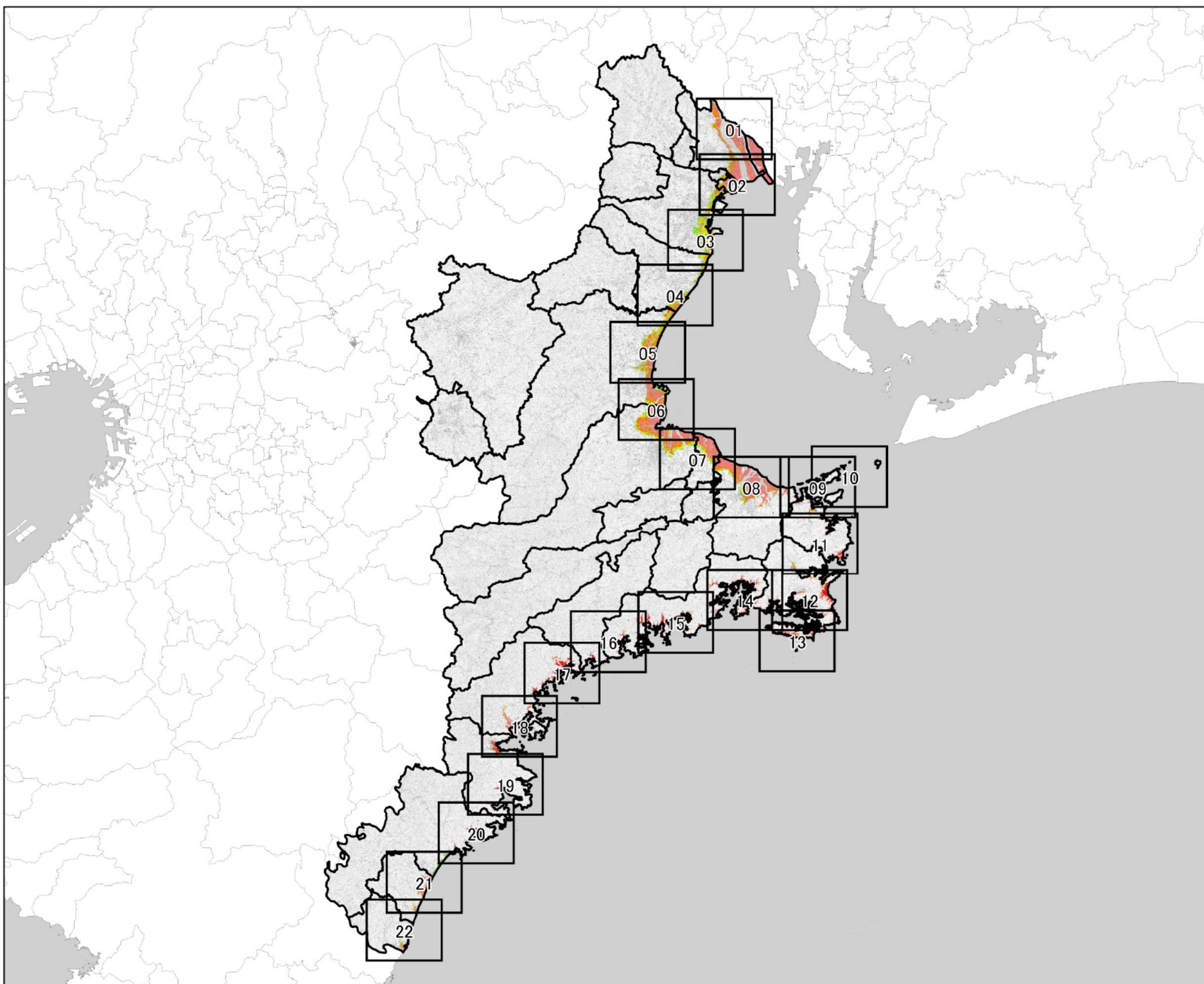


# 三重県津波浸水想定



## 【留意事項】

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について(解説)」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したもので、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外での浸水の発生や、浸水深がさらに大きくなる場合があります。
- 津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるための一つの目安であり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 津波は、第1波だけで終わるものではありません。何度も繰り返しくるもので、また、第2波以降が大きくなることもあります。
- 津波浸水想定では、津波による河川内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上により、水位が変化することがあります。

## 【用語の説明】

- 浸水想定について(図-1参照)
- 浸水域: 海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域。
- 浸水深: 陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ。

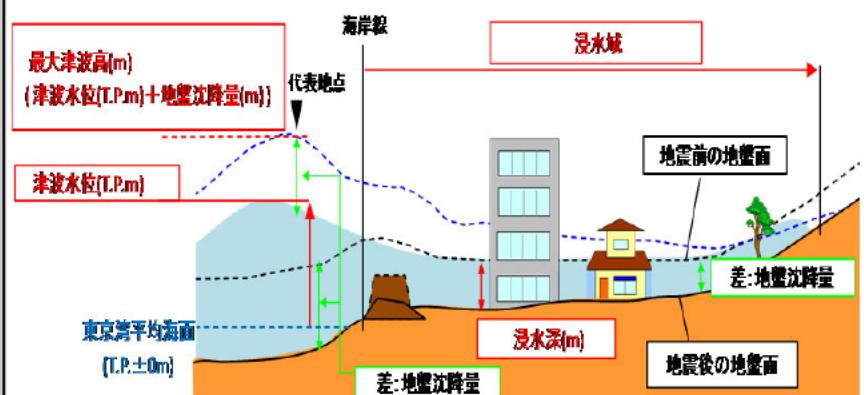


図-1 各種高さの模式図

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平成 26 情復、第 865 号)  
承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。